

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者への相談支援の実施等について（R2.2.25 厚労省障害福祉課通知）別添に係る 名古屋市 QA

1 厚労省障害福祉課通知別添 （2）関係

（2）運営基準等の柔軟な取扱い

計画相談支援の事業の基準（障害者総合支援法第51条の24）については、今般の災害に係る被災状況に鑑み、被災地の避難者の受入れを行っている事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取り扱ってください。

例えば、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第15条第3項に定めるサービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、同条第2項第11号に定めるサービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。また、特定事業所加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。

- Q1 「基準第15条第3項に定めるサービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とする」とあるが、利用者が新型コロナウイルス感染症への不安から自宅への訪問を拒否する場合も含まれるか。
- A お見込みのとおり。また、事業所側で感染拡大防止等の趣旨を説明し、利用者の同意が得られた場合も同様に電話等での対応を可能とする。
- Q2 「道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、（略）同条第2項第11号に定めるサービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。」とあるが、どのような場合に可能なのか。
- A 相談支援事業所で感染拡大防止のため必要と判断した場合は、電話等での対応を可能とします。
- Q3 「特定事業所加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能」とあるが、どのよう

な要件であれば満たさなくてよいのか。

A 面談等が加算要件となっているものについて、感染拡大防止のため、電話等での対応とした場合を想定しています。